

流山市消防団協力事業所表示制度

地域の安心、安全を守る消防団員は年々減少し、現在では300人を割ろうとしています。それに加えて社会経済の進展により、産業構造や就業形態が変化し、消防団員の約7割が被雇用者となっている状況です。このため流山市では消防団員が入団しやすく、しかも活動しやすい環境を作るために、事業所の一層の理解と協力を得ることが必要です。そこで平成19年9月1日から【流山市消防団協力事業所表示制度】を設けました。

制度の概要

勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員に入団を勧めた事業所。災害時には事業所の資機材等を提供したり、地域防災に貢献する事業所に対して、消防団協力事業所と認定し、表示証を交付する制度です。

これにより、事業所の信頼性や地域防災体制の一層の充実を高めようとするものです。

なお、表示証は事業所の見やすい場所に掲示して頂くだけでなく、パンフレットやポスターまた、名刺などに掲示して頂くことも可能です。

問い合わせ先
消防本部 消防総務課
Tel 7158-0299

